

【問題】

衆議院の優越について論ぜよ。

【答案例】

衆議院の優越とは、
衆議院が参議院に対して優越的権限を有する制度をいう。

↓

わが国の憲法は、
国会決議を慎重に行うため、
衆議院と参議院の二院制を採用している。

↓しかし一方で、

両議院の決議が合致しない場合、
意思決定が遅延し、
国政が停滞する可能性もある。

↓そこで

一定の重要事項につき、
『迅速な意思決定』を可能とするべく、
衆議院の優越が制度化されている。

↓そして、

衆議院を優越させる理由は、
衆議院の方が参議院よりも任期が短く、
かつ解散制度があるため、
より直近の民意を反映していると考えられるためである。

↓なお、

衆議院の優越は法律で規定される場合もあるが、
以下は、憲法に規定された衆議院の優越につき、
具体的内容を論述する。

(1) 権限に関する優越

思うに、
そもそも『衆議院のみに与えられる権限』として、
法的効果を伴う内閣不信任決議権と、
予算の先議権がある。

↓これらは、

その権限の重大性ゆえに、
『より民意を反映する衆議院のみに』付与されている。

(2) 議決の効力に関する優越

① 法律案の議決

衆議院で可決し、参議院でこれと異なる議決をした場合、衆議院で出席議員の3分の2以上で再可決する事により、当該法律は成立する。

↓また、

参議院が法律案を受け取った後、

60日以内に議決しないときは、

衆議院は『参議院が否決したもの』とみなすことができる。

↓これは

参議院が不議決という方法で

法律案を廃案にすることを阻止するための規定である。

② 予算の議決

両議院が異なる議決をした場合で、

両院協議会を開いても意見が一致しない時、

↓または

30日以内に参議院が議決しない時は、

衆議院の議決が国会の議決となる。

↓なお、

上述したとおり、

予算の議決については衆議院の先議権が認められる。

③ 条約の承認

条約の承認に関しては、

上記予算の議決規定が準用される。

↓これは

条約相手国からの信頼を失わないためにも、

国会の意思を早期に確定させるためである。

④ 内閣総理大臣の指名

両議院で指名が異なった場合で、

両院協議会を開いても意見が一致しない時、

↓または

10日以内に参議院が指名しない時は、

衆議院の議決が国会の議決となる。

以上